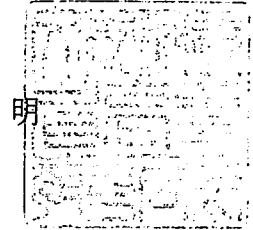




16文科高第954号
医政発第0310002号
平成17年3月10日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会

文部科学省高等教育局長
石川



厚生労働省医政局長
岩尾 總一郎



救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行について

救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成17年3月10日文部科学省・厚生労働省令第1号）が別紙のとおり公布され、平成17年4月1日をもって施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、十分留意の上、貴管下学校養成所及び関係団体へ周知いただくとともに、その実施につき遺漏のないようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

救急救命士学校養成所の教育水準の向上を図るため、救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）の指定基準（教育内容）を改正するものである。

第2 改正の内容

教育内容の改正

1 規則第4条第1項関係（別表第1）

「専門基礎分野」のうち、「人体の構造と機能」の単位数を1単位、「専門分野」

のうち、「救急医学概論」及び「救急症候・病態生理学」の単位数をそれぞれ1単位、「臨地実習（シミュレーション、臨床実習及び救急用自動車同乗実習を含む。）」の単位数を2単位（合計の単位数で5単位）増加した。

2 規則第4条第2項関係（別表第2）

「専門基礎分野」のうち、「人体の構造と機能」の単位数を1単位、「専門分野」のうち、「救急医学概論」及び「救急症候・病態生理学」の単位数をそれぞれ1単位、「臨地実習（シミュレーション、臨床実習及び救急用自動車同乗実習を含む。）」の単位数を2単位（合計の単位数で5単位）増加した。

3 規則第4条第3項関係（別表第3）

「専門基礎分野」のうち、「人体の構造と機能」の単位数を1単位、「専門分野」のうち、「救急医学概論」及び「救急症候・病態生理学」の単位数をそれぞれ1単位、「臨地実習（シミュレーション、臨床実習及び救急用自動車同乗実習を含む。）」の単位数を2単位（合計の単位数で5単位）増加した。

第3 施行期日等

1 施行期日

平成17年4月1日

（ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は平成18年4月1日）

2 経過措置

この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間、なお従前の例によることができることとしたこと。

○文部科学省令第一号
厚生労働省令第一号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十二条の規定に基づき、救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十日

文部科学大臣 中山 成彬
厚生労働大臣 尾辻 秀久
救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一専門基礎分野の項中「三」を「四」に改め、同表専門分野の項中「五」を「六」に、「六」を「七」に、「二十三」を「二十五」に改め、同表「二十四」を「二十六」に改める。

中	計	六十四
を	計	六十九

別表第二専門基礎分野の項中「三」を「四」に改め、同表専門分野の項中「五」を「六」に、「六」を「七」に、「二十三」を「二十五」に改め、同表「二十四」を「二十六」に改める。

中	計	五十六
を	計	六十一

別表第三専門基礎分野の項中「人体の構造と機能」を「二」を「人体の構造と機能」に改め、同表専門分野の項中「三」を「四」に、「四」を「五」に、「七」を「九」に改め、同表中

中	計	二十七
を	計	三十二

「九」に、「二十」を「二十三」に、「五」を「六」に、「十五」を「十七」に改める。

附則
(施行期日)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。